

平成31年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第198回国会(常会)提出

平成31年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
（二）歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	29
3 地方特例交付金等	29
4 地 方 交 付 税	31
5 国 庫 支 出 金	32
6 地 方 債	33
7 使用料及び手数料	36
8 雑 収 入	36
9 復旧・復興事業一般財源充当分	36
10 全国防災事業一般財源充当分	36
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	38
（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	38
（二）歳出の概要	42
1 給 与 関 係 経 費	42
2 一 般 行 政 経 費	43
3 公 債 費	46
4 維 持 補 修 費	47
5 投 資 的 経 費	47
6 公 営 企 業 繰 出 金	52
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	53
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	53

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	59
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	59
(二) 歳入の概要	59
1 震災復興特別交付税	59
2 一般財源充当分	60
3 国庫支出金	60
4 地方債	61
5 雑収入	62
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	63
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	63
(二) 歳出の概要	64
1 給与関係経費	64
2 一般行政経費	64
3 公債費	65
4 投資的経費	66
5 公営企業繰出金	67
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	67
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	71
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	71
(二) 歳入の概要	71
1 地方税	71
2 一般財源充当分	72
3 雑収入	72
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	73
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	73
(二) 歳出の概要	74
公債費	74

策 定 方 針

平成 31 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 30 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 31 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、平成 31 年度地方税制改正では、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設するとともに、自動車税の税率の引下げと特例措置の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講ずることとしている。また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するための税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとする。

① 平成 31 年度の地方財源不足見込額 4 兆 4,101 億円については、平成 29 年度に講じた平成 31 年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）を 7,900 億円増発する。

イ. 地方交付税については、国の一般会計加算により 2,633 億円（地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額のうち 2,461 億円及び平成 30 年 12 月 18 日付け総務・財務両大臣書第 5 項に基づく平成 29 年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算額 172 億円）増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 1,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

ウ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 3 兆 2,568 億円発行する。

② 交付税特別会計借入金の償還については、平成 29 年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べたものの一部 1,000 億円を増額し、5,000 億円の償還を実施する。

③ 上記の結果、平成 31 年度の地方交付税については、16 兆 1,809 億円（前年度比 1,724 億円、1.1%増）を確保する。

(3) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、12兆56億円（普通会計分9兆4,282億円、公営企業会計等分2兆5,774億円）とする。

- (4) 人づくり革命の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- ① 「人づくり革命」の実現に向けた取組のうち、幼児教育の無償化については、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応する。また、「人づくり革命」として、待機児童の解消、保育士の処遇改善、介護人材の処遇改善に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ② 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）を計上する。
 - ③ 投資的経費に係る地方単独事業費については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとし、全体で前年度に比し5.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - ④ 「重点課題対応分」については、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費200億円を新たに計上し、2,700億円計上する。
 - ⑤ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑥ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - ⑦ 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講ずる。
 - ⑧ 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。
- (5) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,049億円を確保する。また、一般財源充当分として90億円を計上する。
- ② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、28億円（普通会計分12億円、公営企業会計等分16億円）とする。

- ③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆987億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として745億円を計上するとともに、一般財源充当分として312億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は89兆5,930億円であり、前年度に比し、2兆6,957億円（3.1%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額		増 減 率	
			(A) - (B)		(%)	(%)
I 地 方 税	401,633	394,294	7,339		1.9	
II 地 方 譲 与 税	27,123	25,754	1,369		5.3	
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,472	2,514	△ 42	△	1.7	
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	72	80	△ 8	△	10.0	
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,742	2,675	67		2.5	
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	149	149	0		0.0	
5 特 別 と ん 譲 与 税	137	125	12		9.6	
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	21,351	20,211	1,140		5.6	
7 森 林 環 境 譲 与 税	200	-	200		皆増	
8 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	-	-	-		-	
III 地 方 特 例 交 付 金 等	4,340	1,544	2,796		181.1	
IV 地 方 交 付 税	161,809	160,085	1,724		1.1	
V 国 庫 支 出 金	147,174	136,512	10,662		7.8	
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,200	15,228	△ 28	△	0.2	
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	98,011	91,730	6,281		6.8	
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,752	14,177	△ 425	△	3.0	
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,376	14,112	264		1.9	
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	769	738	31		4.2	
(エ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,325	1,277	48		3.8	
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	14,285	13,538	747		5.5	
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	13,488	13,795	△ 307	△	2.2	
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,663	3,635	28		0.8	
(ク) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	11,069	8,977	2,092		23.3	
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	25,284	21,481	3,803		17.7	
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	31,485	26,995	4,490		16.6	
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	31,216	26,710	4,506		16.9	
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	269	285	△ 16	△	5.6	
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	291	283	8		2.8	
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	74	72	2		2.8	
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	568	602	△ 34	△	5.6	
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,120	1,178	△ 58	△	4.9	
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	371	370	1		0.3	
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	54	54	△ 0	△	0.0	
VI 地 方 債	94,282	92,186	2,096		2.3	
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,083	16,091	△ 8	△	0.0	
VIII 雑 収 入	43,887	42,890	997		2.3	
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 90	△ 77	△ 13		16.9	
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 312	△ 306	△ 6		2.0	
歳 入 合 計	895,930	868,973	26,957		3.1	

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	平成31年度		平成30年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	401,633	44.8	394,294	45.4
2 地 方 譲 与 税	27,123	3.0	25,754	3.0
3 地 方 特 例 交 付 金 等	4,340	0.5	1,544	0.2
4 地 方 交 付 税	161,809	18.1	160,085	18.4
5 国 庫 支 出 金	147,174	16.4	136,512	15.7
6 地 方 債	94,282	10.5	92,186	10.6
7 使 用 料 及 び 手 数 料	16,083	1.8	16,091	1.8
8 雑 収 入	43,887	4.9	42,890	4.9
歳 入 合 計	896,331	100.0	869,356	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税17兆9,411億円、市町村税22兆2,222億円、合わせて40兆1,633億円であり、前年度に比し、道府県税は2,834億円(1.6%)増加、市町村税は4,505億円(2.1%)増加、合わせて7,339億円(1.9%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成30年 度当初見 込額 (A)	平成31年度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成30年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道 府 県 税							
I 普 通 税							
1 道 府 県 民 税	54,597	58,133	55,086	-	55,086	489	100.9
ア 個 人 均 等 割	628	695	638	-	638	10	101.6
イ 所 得 割	43,601	46,653	43,712	-	43,712	111	100.3
ウ 法 人 均 等 割	1,409	1,431	1,417	-	1,417	8	100.6
エ 法 人 税 割	5,139	5,318	5,283	-	5,283	144	102.8
オ 利 子 割	485	558	558	-	558	73	115.1
カ 配 当 割	1,638	1,815	1,815	-	1,815	177	110.8
キ 株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,697	1,663	1,663	-	1,663	△ 34	98.0

税 目	平成31年度						比較	
	平成30年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	平成30年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見		
込額 (A)	見込額	見込額 (B)	減収見込 額 (C)	見込額 (B)+(C) (D)	込額 (D)-(A)	(%)		
2 事業税	42,433	43,473	43,306	-	43,306	873	102.1	
ア 個人	2,077	2,172	2,101	-	2,101	24	101.2	
イ 法人	40,356	41,301	41,205	-	41,205	849	102.1	
3 地方消費税	47,068	48,624	48,624	-	48,624	1,556	103.3	
ア 譲渡割	34,834	33,490	33,490	-	33,490	△ 1,344	96.1	
イ 貨物割	12,234	15,134	15,134	-	15,134	2,900	123.7	
4 不動産取得税	4,186	4,447	4,229	-	4,229	43	101.0	
5 道府県たばこ税	1,407	1,429	1,429	-	1,429	22	101.6	
6 ゴルフ場利用税	448	418	417	-	417	△ 31	93.1	
7 自動車取得税	1,665	840	840	30	870	△ 795	52.3	
8 軽油引取税	9,492	9,610	9,537	-	9,537	45	100.5	
9 自動車税	15,258	16,245	16,007	△ 105	15,902	644	104.2	
ア 自動車税(～H31.9)	15,258	15,477	15,240	-	15,240	△ 18	99.9	
イ 環境性能割	-	614	614	△ 95	519	519	皆増	
ウ 種別割	-	154	153	△ 10	143	143	皆増	
10 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0	
11 固定資産税(特例分等)	75	55	55	-	55	△ 20	73.3	
道府県普通税計	176,632	183,277	179,533	△ 75	179,458	2,826	101.6	
II 目的税								
1 狩猟税	8	8	8	-	8	0	100.0	
道府県目的税計	8	8	8	-	8	0	100.0	
III 道府県税小計	176,640	183,285	179,541	△ 75	179,466	2,826	101.6	
IV 東日本大震災による減免等	△ 63	△ 55	△ 55	-	△ 55	8	87.3	
V 道府県税計	176,577	183,230	179,486	△ 75	179,411	2,834	101.6	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	99,373	107,140	102,200	-	102,200	2,827	102.8	
ア 個人均等割	1,876	2,036	1,906	-	1,906	30	101.6	
イ 所得割	77,582	84,530	79,945	-	79,945	2,363	103.0	
ウ 法人均等割	4,156	4,321	4,235	-	4,235	79	101.9	
エ 法人税割	15,759	16,253	16,114	-	16,114	355	102.3	
2 固定資産税	90,306	95,378	91,593	-	91,593	1,287	101.4	
ア 土地	34,368	36,095	34,707	-	34,707	339	101.0	
イ 家屋	38,124	40,791	39,005	-	39,005	881	102.3	
ウ 償却資産	16,942	17,620	17,009	-	17,009	67	100.4	
エ 交付金	872	872	872	-	872	0	100.0	
3 軽自動車税	2,604	2,952	2,722	△ 23	2,699	95	103.6	
ア 軽自動車税(～H31.9)	2,604	2,898	2,668	-	2,668	64	102.5	
イ 環境性能割	-	54	54	△ 23	31	31	皆増	
ウ 種別割	-	-	-	-	-	-	-	
4 市町村たばこ税	8,614	8,745	8,745	-	8,745	131	101.5	
5 鉱産税	18	17	17	-	17	△ 1	94.4	

税 目	平成30年 度当初見 込額 (A)	平成31年度				比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	平成30年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)		
6 特別土地保有税	8	2	2	-	2	△	6	25.0
市町村普通税計	200,923	214,234	205,279	△	23	205,256	4,333	102.2
II 目的税								
1 入湯税	227	231	224	-	224	△	3	98.7
2 事業所税	3,725	3,795	3,791	-	3,791		66	101.8
3 都市計画税	13,043	13,617	13,130	-	13,130		87	100.7
4 水利地益税等	0	0	0	-	0		0	-
市町村目的税計	16,995	17,643	17,145	-	17,145		150	100.9
III 市町村税小計	217,918	231,877	222,424	△	23	222,401	4,483	102.1
IV 東日本大震災による減免等	△ 201	△ 179	△ 179	-	△ 179		22	89.1
V 市町村税計	217,717	231,698	222,245	△	23	222,222	4,505	102.1

(注) 1 「A 道府県税 I 普通税 9 自動車税」のうち、「ア 自動車税(～H31.9)」については、H31.4.1～H31.9.30までの自動車税に係る収入見込額であり、「イ 環境性能割」及び「ウ 種別割」については、H31.10.1に創設される環境性能割及び種別割に係る収入見込額である。

2 「B 市町村税 I 普通税 3 軽自動車税」のうち、「ア 軽自動車税(～H31.9)」については、H31.4.1～H31.9.30までの軽自動車税に係る収入見込額であり、「イ 環境性能割」及び「ウ 種別割」については、H31.10.1に創設される環境性能割及び種別割に係る収入見込額である。

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	平成30年 度当初見 込額 (A)	平成31年度				比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	平成30年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)			
道府県税	147,301	151,487	△ 49	151,438	4,137	102.8		
市町村税	246,993	250,244	△ 49	250,195	3,202	101.3		
合計	394,294	401,731	△ 98	401,633	7,339	101.9		

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は40兆2,378億円である。

附 表 平成31年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
車体課税	△ 49	△ 49	△ 98
自動車税種別割の標準税率の引下げ (H31. 10. 1以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から)	△ 10		△ 10
自動車税環境性能割の税率等の適用区分の見直し	50	81	131
自動車取得税のエコカー減税の軽減割合等の見直し	10	20	30
需要変動の平準化対策に係る自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減 (H31. 10. 1からH32. 9. 30までの間に取得した自家用乗用車のみ)	△ 226	△ 23	△ 249
自動車税環境性能割交付金の交付率の見直し	127	△ 127	0
合 計	△ 49	△ 49	△ 98

地方譲与税

自動車重量譲与税	80	49	129
森林環境譲与税	40	160	200
地方譲与税計	120	209	329
再 計 (地方譲与税を含む合計)	71	160	231

(注) 1 「自動車重量譲与税」の増収見込額のうち、道府県税の80億円は自動車重量税(国税)の譲与割合を引き上げることによる増収見込額であり、市町村税の49億円は自動車重量税(国税)の見直しに伴う譲与額の増加によるものである。

2 森林環境譲与税については、その財源として森林環境税(国税)を創設(平成36年度から課税を開始)。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目		課税標準額等	税率				
道府県	普通県民税	<p>個人</p> <p>1 均等割 (平成31年度課税見込人員63,865千人)</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成31年度課税標準見込額1,352,516億円)</p> <p>(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>	<p>個人</p> <p>1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、 課税退職所得金額 又は課税山林 所得金額</td> <td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、 100分の2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)</p> <p>ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)</p>		標準税率	課税総所得金額、 課税退職所得金額 又は課税山林 所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、 100分の2)
			標準税率				
課税総所得金額、 課税退職所得金額 又は課税山林 所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、 100分の2)						
道府県	住民税						

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	府	<p>〔 6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） <p>〔 ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）
			<p>（ハ） 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p> <p>（ハ） 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4</p>
府	通	県	<p>3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （平成31年度課税標準見込額11,160億円）</p> <p>3 利子割 一定税率 100分の5</p>
			<p>4 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （平成31年度課税標準見込額36,301億円）</p> <p>4 配当割 一定税率 100分の5</p>
県	民	税	<p>5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成31年度課税標準見込額33,267億円）</p> <p>5 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の5</p>
			<p>法 人</p> <p>1 均等割 （平成31年度納税義務者見込数3,202千人）</p> <p>法 人</p> <p>1 均等割 標準税率</p> <p>（イ） 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円</p> <p>（ロ） 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円</p> <p>（ハ） 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円</p> <p>（ニ） 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円</p> <p>（ホ） 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 民 税	道 府 民 税	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	<p>※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。</p> <p>2 法人税割</p> <p>標準税率 100分の3.2</p> <p>制限税率 100分の4.2</p> <p>〔※ 平成31年10月1日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用〕</p> <p>標準税率 100分の1.0</p> <p>制限税率 100分の2.0</p>
		<p>法 人</p> <p>1 2に掲げる事業以外の事業</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人</p> <p>付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得</p> <p>※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等</p> <p>所得</p>	<p>法 人</p> <p>標準税率</p> <p>1 2に掲げる法人以外の法人</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人</p> <p>付加価値割 100分の1.2</p> <p>資本割 100分の0.5</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 100分の0.3</p> <p>年400万円超800万円以下 100分の0.5</p> <p>年800万円超 100分の0.7</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 100分の0.7</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等</p> <p>① 特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 100分の3.4</p> <p>年400万円超 100分の4.6</p> <p>〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.5〕</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.6</p> <p>〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.5〕</p> <p>② その他の法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 100分の3.4</p> <p>年400万円超800万円以下 100分の5.1</p> <p>年800万円超 100分の6.7</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の6.7</p> <p>〔※ 平成31年10月1日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用〕</p> <p>1 2に掲げる法人以外の法人</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人</p> <p>付加価値割 100分の1.2</p> <p>資本割 100分の0.5</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 100分の0.4</p> <p>年400万円超800万円以下 100分の0.7</p> <p>年800万円超 100分の1</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 100分の1</p>
道 府 通 業 税	道 府 通 業 税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	事業 2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入金額 個人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除 年290万円	(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 [大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7] 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 [大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7] ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7
			2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の0.9 ※ 平成31年10月1日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用 収入割 100分の1 制限税率 標準税率の1.2倍 (1(1)の所得割については標準税率の2.0倍) ※ 平成31年10月1日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用 制限税率 標準税率の1.2倍 (1(1)の所得割については標準税率の1.7倍)
			個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 通 県 税	地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	1 譲渡割 一定税率 63分の17
		2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	2 貨物割 一定税率 63分の17
	不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	※ 平成31年10月1日以降 1 譲渡割 一定税率 78分の22 2 貨物割 一定税率 78分の22
			標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3
			一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧三級品の紙巻たばこ (平成31年4月1日～9月30日) 1,000本につき 656円 (平成31年10月1日以降) 1,000本につき 930円
道たばこ県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧三級品の紙巻たばこ (平成31年4月1日～9月30日) 1,000本につき 656円 (平成31年10月1日以降) 1,000本につき 930円	
税	ゴルフ用場税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
	自取得車税	自動車の取得価額(平成31年9月30日まで)	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の2 上記以外の自動車 100分の3
	軽油引取税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	1 自動車税（平成31年9月30日まで） 自動車の台数	標準税率
			1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用
府	自	自動車	総排気量 税額（年額）
			1 リットル以下 7,500円
県	通	自動車	1 リットル超 8,500円
			1.5リットル以下 9,500円
税	車	自動車	1.5リットル超 13,800円
			2 リットル以下 15,700円
税	税	自動車	2 リットル超 17,900円
			2.5リットル以下 20,500円
税	税	自動車	2.5リットル超 23,600円
			3 リットル以下 27,200円
税	税	自動車	3 リットル超 40,700円
			3.5リットル以下 45,000円
税	税	自動車	3.5リットル超 51,000円
			4 リットル以下 58,000円
税	税	自動車	4 リットル超 66,500円
			4.5リットル以下 76,500円
税	税	自動車	4.5リットル超 88,000円
			6 リットル以下 111,000円
税	税	自動車	6 リットル超
			自家用
税	税	自動車	総排気量 税額（年額）
			1 リットル以下 29,500円
税	税	自動車	1 リットル超 34,500円
			1.5リットル以下 39,500円
税	税	自動車	1.5リットル超 45,000円
			2 リットル以下 51,000円
税	税	自動車	2 リットル超 58,000円
			2.5リットル以下 66,500円
税	税	自動車	2.5リットル超 76,500円
			3 リットル以下 88,000円
税	税	自動車	3 リットル超 111,000円
			3.5リットル以下
税	税	自動車	3.5リットル超
			4 リットル以下
税	税	自動車	4 リットル超
			4.5リットル以下
税	税	自動車	4.5リットル超
			6 リットル以下
税	税	自動車	6 リットル超
			2 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）
税	税	自動車	最大積載量 税額（年額）
			1 トン以下 6,500円
税	税	自動車	1 トン超 2 トン以下 9,000円
			2 トン超 3 トン以下 12,000円
税	税	自動車	3 トン超 4 トン以下 15,000円
			4 トン超 5 トン以下 18,500円
税	税	自動車	5 トン超 6 トン以下 22,000円
			6 トン超 7 トン以下 25,500円
税	税	自動車	7 トン超 8 トン以下 29,500円
			8 トン超 29,500円
税	税	自動車	に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																						
道 府 県 税	普 自 動 車 税		自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。) <table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額(年額)</td> </tr> <tr> <td>1トン以下</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1トン超2トン以下</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>2トン超3トン以下</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>3トン超4トン以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4トン超5トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>5トン超6トン以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6トン超7トン以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>7トン超8トン以下</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>8トン超</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額(年額)	1トン以下	8,000円	1トン超2トン以下	11,500円	2トン超3トン以下	16,000円	3トン超4トン以下	20,500円	4トン超5トン以下	25,500円	5トン超6トン以下	30,000円	6トン超7トン以下	35,000円	7トン超8トン以下	40,500円	8トン超	40,500円	に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	
			最大積載量	税額(年額)																					
			1トン以下	8,000円																					
			1トン超2トン以下	11,500円																					
			2トン超3トン以下	16,000円																					
			3トン超4トン以下	20,500円																					
			4トン超5トン以下	25,500円																					
			5トン超6トン以下	30,000円																					
			6トン超7トン以下	35,000円																					
			7トン超8トン以下	40,500円																					
			8トン超	40,500円																					
			に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額																						
			けん引自動車																						
			営業用																						
			小型自動車	年額 7,500円																					
			普通自動車	年額15,100円																					
			自家用																						
			小型自動車	年額10,200円																					
			普通自動車	年額20,600円																					
			被けん引自動車																						
			営業用																						
			小型自動車	年額 3,900円																					
			普通自動車で8トン以下のもの	年額 7,500円																					
			普通自動車で8トン超のもの	7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額(年額)																					
			自家用																						
			小型自動車	年額 5,300円																					
			普通自動車で8トン以下のもの	年額10,200円																					
普通自動車で8トン超のもの	10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)																								
※	トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。																								
営業用																									
総排気量	加算額																								
1リットル以下	3,700円																								
1リットル超																									
1.5リットル以下	4,700円																								
1.5リットル超	6,300円																								
自家用																									
総排気量	加算額																								
1リットル以下	5,200円																								
1リットル超																									
1.5リットル以下	6,300円																								
1.5リットル超	8,000円																								
3	バス(三輪の小型自動車を除く。)																								
営業用																									
一般乗合用(路線定期運行の用に供するもの)																									
乗車定員	税額(年額)																								
30人以下	12,000円																								
30人超40人以下	14,500円																								
40人超50人以下	17,500円																								
50人超60人以下	20,000円																								
60人超70人以下	22,500円																								
70人超80人以下	25,500円																								
80人超	29,000円																								

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
道	普	自	2 環境性能割（平成31年10月1日以降） 自動車の取得価額	一般乗合用以外			
				乗車定員	税額（年額）		
				30人以下	26,500円		
				30人超40人以下	32,000円		
				40人超50人以下	38,000円		
				50人超60人以下	44,000円		
				60人超70人以下	50,500円		
				70人超80人以下	57,000円		
				80人超	64,000円		
				自家用			
府	通	車	2 環境性能割（平成31年10月1日以降） 自動車の取得価額	乗車定員	税額（年額）		
				30人以下	33,000円		
				30人超40人以下	41,000円		
				40人超50人以下	49,000円		
				50人超60人以下	57,000円		
				60人超70人以下	65,500円		
				70人超80人以下	74,000円		
				80人超	83,000円		
				4 三輪の小型自動車			
				営業用	年額4,500円		
自家用	年額6,000円						
県	税	税	2 環境性能割（平成31年10月1日以降） 自動車の取得価額	制限税率	標準税率の1.5倍		
				乗用車			
					区分	税率	
						自家用	営業用
					電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車（H30 規制適合又は H21 規制適合）	非課税	非課税
				ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車	平成 32 年度 燃費基準＋ 20%達成	100 分 の 1	100 分 の 0.5
					平成 32 年度 燃費基準＋ 10%達成		
					平成 32 年度 燃費基準達成	100 分 の 2	
					平成 27 年度 燃費基準＋ 10%達成	100 分 の 3	
					上記以外の車		100 分 の 2
<p>（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★）又は H17 規制から NOx75%低減（★★★★★）のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>							

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	3 種別割（平成31年10月1日以降） 自動車の台数	標準税率
			1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用
府	自	自動車	総排気量 税額（年額）
			1 リットル以下 7,500円
県	通	車	1 リットル超 8,500円
			1.5リットル以下 9,500円
税	税	税	1.5リットル超 13,800円
			2 リットル以下 15,700円
			2 リットル超 17,900円
			2.5リットル以下 20,500円
			2.5リットル超 23,600円
			3 リットル以下 27,200円
			3 リットル超 40,700円
			3.5リットル以下 43,500円
			3.5リットル超 50,000円
			4 リットル以下 57,000円
			4 リットル超 65,500円
			4.5リットル以下 75,500円
			4.5リットル超 87,000円
			6 リットル以下 110,000円
			6 リットル超
			自家用
			総排気量 税額（年額）
			1 リットル以下 25,000円
			1 リットル超 30,500円
			1.5リットル以下 36,000円
			1.5リットル超 43,500円
			2 リットル以下 50,000円
			2 リットル超 57,000円
			2.5リットル以下 65,500円
			2.5リットル超 75,500円
			3 リットル以下 87,000円
			3 リットル超 110,000円
			3.5リットル以下
			3.5リットル超
			4 リットル以下
			4 リットル超
			4.5リットル以下
			4.5リットル超
			6 リットル以下
			6 リットル超
			2 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）
			最大積載量 税額（年額）
			1 トン以下 6,500円
			1 トン超 2 トン以下 9,000円
			2 トン超 3 トン以下 12,000円
			3 トン超 4 トン以下 15,000円
			4 トン超 5 トン以下 18,500円
			5 トン超 6 トン以下 22,000円
			6 トン超 7 トン以下 25,500円
			7 トン超 8 トン以下 29,500円
			8 トン超 29,500円
			に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
道 府 県 税	普 自 動 車 税	自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)	最大積載量 税額(年額) 1トン以下 8,000円 1トン超2トン以下 11,500円 2トン超3トン以下 16,000円 3トン超4トン以下 20,500円 4トン超5トン以下 25,500円 5トン超6トン以下 30,000円 6トン超7トン以下 35,000円 7トン超8トン以下 40,500円 8トン超 40,500円 に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	
		けん引自動車	営業用 小型自動車 年額 7,500円 普通自動車 年額15,100円 自家用 小型自動車 年額10,200円 普通自動車 年額20,600円	
		被けん引自動車	営業用 小型自動車 年額 3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 年額 7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額(年額) 自家用 小型自動車 年額 5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)	
		※	トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 4,700円 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 6,300円 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 6,300円 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 8,000円	
		3	バス(三輪の小型自動車を除く。)	営業用 一般乗合用(路線定期運行の用に供するもの) 乗車定員 税額(年額) 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普 通	自 動 車 税	一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			鉦区の面積、砂鉦区の延長又は面積 一定税率 1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
			大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 標準税率 100分の1.4
府 県	税	鉦区	
		固定資産税（特例分等）	
税	目 的 税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
道	目		6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3				
府	的		7 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除				
県	税		③ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率				
税	税						
市	市	個 人 1 均等割 (平成31年度課税見込人員63,865千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額3,500円 〔 本則税率 年額3,000円に 年額500円を加算した額 〕				
町	普	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成31年度課税標準見込額1,353,155億円)	2 所得割 (イ)				
村	町		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)
	標準税率						
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)						
村	通						
税	民	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・ 課税長期譲渡所得金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) 〔 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 〕				
税	税						

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市		<p>2,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2)</p> <p>2,000万円を超える場合 48万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p> <p>長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合</p> <p>6,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2)</p> <p>6,000万円を超える場合 144万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円)と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p>
		町		<p>・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2)</p> <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p>
町	通	村		
村	税	民		
税	税	税		
			(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6

税 目			課 税 標 準 額 等	税	率
市	普	市	法 人 1 均等割 (平成31年度納税義務者見込数3,760千人)	法 人	
				1 均等割 標準税率	
町	通	町		(イ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人	年額 50,000円
				(ロ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人	年額 120,000円
村	民	村		(ハ) 資本金等の額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人	年額 130,000円
				(ニ) 資本金等の額が 1千万円を超え1 億円以下であっ て、かつ、市町村 内の事務所等の従 業者数が50人を 超える法人	年額 150,000円
税	税	税		(ホ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下の法人	年額 160,000円
				(ヘ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人	年額 400,000円
				(ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 かつ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人以下 である法人	年額 410,000円
				(チ) 資本金等の額 が10億円を超え 50億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人	年額 1,750,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	(リ) 資本金等の額が 年額 50億円を超え、か 3,000,000円 つ、市町村内の事務 所等の従業者数が 50人を超える法人 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準 備金を加えた額を下回る場合には当 該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍
			2 法人税割 標準税率 100分の9.7 制限税率 100分の12.1 〔※ 平成31年10月1日以後に開始する事業 年度からは下記税率を適用〕 標準税率 100分の6.0 制限税率 100分の8.4
			標準税率 100分の1.4
町	通	交付金	一定率 100分の1.4
		1 軽自動車税 (平成31年9月30日まで) 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自 動車及び二輪の小型自動車(側車付二輪自 動車を含む。)の台数	標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワット以下 のもの(=)に掲げるものを除く。 年額 2,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リッ トルを超え、0.09リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワットを超 え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リッ トルを超えるもの又は定格出力が0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400円 (ニ) 三輪以上のもの(総務省令で定め るものを除く。)で、総排気量が0.02 リットルを超えるもの又は定格出力 が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 (ロ) 三輪のもの 年額 3,900円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 3 二輪の小型自動車 年額 6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
村	税	軽自動車税	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																			
市	普	軽	2 環境性能割 (平成31年10月1日以降) 三輪以上の軽自動車の取得価額	乗用車																		
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気軽自動車、天然ガス軽自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車 (ガソリンハイブリッド車を含む)</td> <td>平成 32 年度燃費基準 + 10%達成</td> <td rowspan="2">100 分の 1</td> <td rowspan="2">100 分の 0.5</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度燃費基準達成</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>100 分の 2</td> <td>100 分の 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の車</td> <td></td> <td>100 分の 2</td> </tr> </tbody> </table>	区分		税率		自家用	営業用	電気軽自動車、天然ガス軽自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)		非課税	非課税	ガソリン車 (ガソリンハイブリッド車を含む)	平成 32 年度燃費基準 + 10%達成	100 分の 1	100 分の 0.5	平成 32 年度燃費基準達成	平成 27 年度燃費基準 + 10%達成	100 分の 2	100 分の 1
区分		税率																				
		自家用	営業用																			
電気軽自動車、天然ガス軽自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)		非課税	非課税																			
ガソリン車 (ガソリンハイブリッド車を含む)	平成 32 年度燃費基準 + 10%達成	100 分の 1	100 分の 0.5																			
	平成 32 年度燃費基準達成																					
	平成 27 年度燃費基準 + 10%達成	100 分の 2	100 分の 1																			
上記以外の車			100 分の 2																			
町	通	動	3 種別割 (平成31年10月1日以降) 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車 (側車付二輪自動車を含む。) の台数	<p>(注) ガソリン車 (ガソリンハイブリッド車を含む) に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減 (★★★★) 又はH17規制からNOx75%低減 (★★★★) のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>																		
				標準税率																		
村	車	税	税	<p>1 原動機付自転車</p> <p>(イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(=)に掲げるものを除く。 年額 2,000円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く。) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>																		
				<p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>(イ) 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(ロ) 三輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ハ) 四輪以上のもの</p> <p>乗 用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額10,800円</p> <p>貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円</p> <p>3 二輪の小型自動車 年額 6,000円</p>																		
				制限税率 標準税率の1.5倍																		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 町	普 通 税	市たばこ 町こ 村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円 旧三級品の紙巻たばこ (平成31年4月1日～9月30日) 1,000本につき 4,000円 (平成31年10月1日以降) 1,000本につき 5,692円
		鉦 産 税	鉦物の価格 標準税率 100分の1 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特別 土地 税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止
村	目 的 税	入湯 税	入湯日数 標準とする税率 1人1日につき150円
		事業 所 税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額 一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
		都計 市 税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 制限税率 100分の0.3
		水地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共施 設 同 税	条例で定める。 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		宅開 発 地 税	宅地の面積 条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆7,123億円であり、前年度に比し、1,369億円（5.3%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	平成30年度 当初見込額	平成31年度			比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法による収入 見込額 (B)	税制改正による増 減収見込額 (C)	改正法による収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成30年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)		
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)		
1 地方揮発油譲与税	2,514	2,472	-	2,472	△ 42	98.3	
2 石油ガス譲与税	80	72	-	72	△ 8	90.0	
3 自動車重量譲与税	2,675	2,613	129	2,742	67	102.5	
4 航空機燃料譲与税	149	149	-	149	0	100.0	
5 特別とん譲与税	125	137	-	137	12	109.6	
6 地方法人特別譲与税	20,211	21,351	-	21,351	1,140	105.6	
7 森林環境譲与税	-	-	200	200	200	皆増	
8 特別法人事業譲与税	-	-	-	-	-	-	
合 計	25,754	26,794	329	27,123	1,369	105.3	

(注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 特別法人事業譲与税は、平成32年度から譲与することとしている。

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、4,340億円であり、前年度に比し、2,796億円（181.1%）増加している。

(1) 個人住民税減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額の全額を補填するため、個人住民税減収補填特例交付金として1,742億円を計上している。

(2) 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金

平成31年度地方税制改正により、消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減することとなったことに伴い、平成31年度分の地方税の減収額の全額を補填するため、自動車税減収補填特例交付金として226億円、軽自動車税減収補填特例交付

金として23億円を計上している。

(3) 子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）

平成31年10月から実施される幼児教育の無償化に伴う地方負担分を全額措置するため、子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）として2,349億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、16兆1,809億円であり、前年度に比し、1,724億円（1.1%）増加している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	(単位 百万円)						
	平成31年度 (A)	平成30年度			増減額		
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)	
所 得 税(a)	19,934,000	19,020,000	455,000	19,475,000	914,000	459,000	
法 人 税(b)	12,858,000	12,167,000	129,000	12,296,000	691,000	562,000	
酒 税(c)	1,271,000	1,311,000	-	1,311,000	△ 40,000	△ 40,000	
消 費 税(d)	19,392,000	17,558,000	265,000	17,823,000	1,834,000	1,569,000	
地 方 交 付 税(e)	15,551,004	15,360,581	510,800	15,871,381	190,423	△ 320,377	
(1) (a)×33.1%	6,598,154	6,295,620	150,605	6,446,225	302,534	151,929	
(2) (b)×33.1%	4,255,998	4,027,277	42,699	4,069,976	228,721	186,022	
(3) (c)×50%	635,500	655,500	-	655,500	△ 20,000	△ 20,000	
(4) (d)×20.8%	4,033,536	3,915,434	59,095	3,974,529	118,102	59,007	
(5) 精算分等	△ 235,484	△ 235,484	258,401	22,917	0	△ 258,401	
(6) 法定加算等	263,300	536,700	-	536,700	△ 273,400	△ 273,400	
(7) 臨時財政対策 特例加算額	-	165,535	-	165,535	△ 165,535	△ 165,535	
地 方 法 人 税(f)	687,600	653,300	10,300	663,600	34,300	24,000	
地 方 法 人 税 過年度精算分(g)	-	-	9,992	9,992	-	△ 9,992	
特 別 会 計 借 入 金 償 還(h)	△ 500,000	△ 400,000	-	△ 400,000	△ 100,000	△ 100,000	
借入金等利子充当 分(i)	△ 79,200	△ 80,400	-	△ 80,400	1,200	1,200	
剰余金の活用(j)	-	75,000	-	75,000	△ 75,000	△ 75,000	
地方公共団体金融機 構の公庫債権金利変 動準備金の活用(k)	100,000	400,000	-	400,000	△ 300,000	△ 300,000	
前年度からの繰越 金(l)	421,492	-	-	-	421,492	421,492	
翌年度への繰越金 (m)	-	-	△ 421,492	△ 421,492	-	421,492	
合 計(e)~(m)	16,180,895	16,008,481	109,600	16,118,081	172,414	62,814	

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

2 消費税に乘じる率について平成30年度は22.3%である。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、14兆7,174億円であり、前年度に比し、1兆662億円(7.8%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
1 普通補助負担金等	11,321,112	10,695,869	625,243
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,520,033	1,522,781	△ 2,748
(2) その他普通補助負担金等	9,801,079	9,173,088	627,991
(ア) 生活扶助費等負担金	1,375,167	1,417,678	△ 42,511
(イ) 医療扶助費等負担金	1,437,650	1,411,189	26,461
(ウ) 介護扶助費等負担金	76,895	73,810	3,085
(エ) 児童保護費等負担金	132,451	127,655	4,796
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,428,484	1,353,807	74,677
(カ) 児童手当等交付金	1,348,808	1,379,547	△ 30,739
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	366,262	363,489	2,773
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	1,106,927	897,724	209,203
(ケ) その他の補助負担金等	2,528,435	2,148,189	380,246
2 公共事業費補助負担金	3,148,503	2,699,416	449,087
(1) 普通建設事業費補助負担金	3,121,564	2,670,964	450,600
(2) 災害復旧事業費補助負担金	26,939	28,452	△ 1,513
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,140	28,340	800
4 施設等所在市町村調整交付金	7,400	7,200	200
5 交通安全対策特別交付金	56,763	60,160	△ 3,397
6 電源立地地域対策等交付金	111,955	117,804	△ 5,849
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	37,102	37,018	84
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,414	5,438	△ 24
合 計	14,717,389	13,651,245	1,066,144

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、9兆4,282億円であり、前年度に比し、2,096億円(2.3%)増加している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	59,329	50,134	9,195
1	公共事業等	16,627	16,476	151
2	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084
3	公営住宅建設事業	1,140	1,130	10
4	災害復旧事業	955	873	82
5	教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11
	(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11
	(2) 社会福祉施設	383	383	0
	(3) 一般廃棄物処理	656	656	0
	(4) 一般補助施設等	567	567	0
	(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0
6	一般単独事業	25,415	22,634	2,781
	(1) 一般	2,113	2,332	△ 219
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0
	(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000
7	辺地及び過疎対策事業	4,561	4,485	76
	(1) 辺地対策	466	446	20
	(2) 過疎対策	4,095	4,039	56
8	公共用地先行取得等事業	345	345	0
9	行政改革推進	700	700	0
10	調 整	100	100	0
公 営	企業債	1,585	1,387	198
1	水道事業(上水道分)	810	520	290
2	交通事業	321	329	△ 8
3	病院事業・介護サービス事業	454	538	△ 84
臨 時	財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297
退 職	手当債	800	800	0
合	計	94,282	92,186	2,096

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成31年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 平成31年度地方債計画
(通常収支分)

		(単位 億円)		
区	分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債			
1	公共事業等	16,627	16,476	151
2	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084
3	公営住宅建設事業	1,140	1,130	10
4	災害復旧事業	955	873	82
5	教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11
	(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11
	(2) 社会福祉施設	383	383	0
	(3) 一般廃棄物処理	656	656	0
	(4) 一般補助施設等	567	567	0
	(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0
6	一般単独事業	25,415	22,634	2,781
	(1) 一般	2,113	2,332	△ 219
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0
	(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000
7	辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125
	(1) 辺地対策	510	485	25
	(2) 過疎対策	4,700	4,600	100
8	公共用地先行取得等事業	345	345	0
9	行政改革推進	700	700	0
10	調整	100	100	0
	計	59,978	50,734	9,244

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
二 公 営 企 業 債			
1 水 道 事 業	5,946	5,389	557
2 工 業 用 水 道 事 業	307	216	91
3 交 通 事 業	1,420	1,327	93
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	262	225	37
5 港 湾 整 備 事 業	569	508	61
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,005	3,822	183
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	362	358	4
8 地 域 開 発 事 業	912	745	167
9 下 水 道 事 業	12,773	12,298	475
10 観 光 そ の 他 事 業	154	169	△ 15
計	26,710	25,057	1,653
合 計	86,688	75,791	10,897
三 臨 時 財 政 対 策 債	32,568	39,865	△ 7,297
四 退 職 手 当 債	800	800	0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(281)	(276)	(5)
総 計	120,056	116,456	3,600
内 訳	(281)	(276)	(5)
普 通 会 計 分	94,282	92,186	2,096
公 営 企 業 会 計 等 分	25,774	24,270	1,504
資 金 区 分			
公 的 資 金	47,892	45,848	2,044
財 政 融 資 資 金	29,507	28,066	1,441
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	18,385	17,782	603
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(281)	(276)	(5)
民 間 等 資 金	72,164	70,608	1,556
市 場 公 募	39,400	38,200	1,200
銀 行 等 引 受	32,764	32,408	356

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額4億円を減額計上して、前年度に比し、8億円の減少を見込み、1兆6,083億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、997億円の増加を見込み、4兆3,887億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、90億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、312億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、89兆5,930億円であり、前年度に比し、2兆6,957億円（3.1%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	給与関係経費	203,307	203,144	163	0.1
1	給与費(退職手当を除く)	187,610	187,222	388	0.2
	(7) 義務教育教職員	56,255	56,403	△ 148	△ 0.3
	(イ) 警察関係職員	23,543	23,407	136	0.6
	(ウ) 消防職員	12,515	12,313	202	1.6
	(エ) 一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	95,297	95,099	198	0.2
2	退職手当	15,622	15,831	△ 209	△ 1.3
3	恩給費	75	91	△ 16	△ 17.6
II	一般行政経費	384,197	370,522	13,675	3.7
1	国庫補助負担金等を伴う もの	214,845	202,356	12,489	6.2
	(7) 生活保護費	38,529	38,702	△ 173	△ 0.4
	(イ) 児童保護費	8,389	7,316	1,073	14.7
	(ウ) 障害者自立支援給付費	28,570	27,076	1,494	5.5
	(エ) 後期高齢者医療給付費	26,638	25,901	737	2.8
	(オ) 介護給付費	29,260	27,436	1,824	6.6
	(カ) 児童手当等交付金	19,349	19,785	△ 436	△ 2.2
	(キ) 子どものための教育・ 保育給付交付金	20,742	17,246	3,496	20.3
	(ク) その他の一般行政経費	43,368	38,894	4,474	11.5
2	国庫補助負担金を伴わない もの	141,804	140,614	1,190	0.8
3	国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,848	15,052	△ 204	△ 1.4
4	まち・ひと・しごと創生 事業費	10,000	10,000	0	0.0
5	重点課題対応分	2,700	2,500	200	8.0
III	公債費	119,088	122,064	△ 2,976	△ 2.4
IV	維持補修費	13,491	13,079	412	3.2
V	投資的経費	130,153	116,180	13,973	12.0
1	直轄事業負担金	6,368	5,612	756	13.5
2	公共事業費	62,709	52,492	10,217	19.5
	(7) 普通建設事業費	62,342	52,112	10,230	19.6
	(イ) 災害復旧事業費	367	380	△ 13	△ 3.4
	(直轄、補助事業計)	69,077	58,104	10,973	18.9

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
3 一 般 事 業 費	27,890	28,093	△ 203	△ 0.7
(7) 普通建設事業費	27,510	27,718	△ 208	△ 0.8
(イ) 災害復旧事業費	380	375	5	1.3
4 特 別 事 業 費	33,186	29,983	3,203	10.7
(7) 過疎対策事業費	11,081	10,878	203	1.9
(イ) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧合併特例事業費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	935	935	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
(ク) 緊急自然災害防止対策事業費（地方単独事業計）	3,000	-	3,000	皆増
	61,076	58,076	3,000	5.2
VI 公 営 企 業 繰 出 金	25,394	25,584	△ 190	△ 0.7
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,481	11,715	△ 234	△ 2.0
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,913	13,869	44	0.3
VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	20,300	18,400	1,900	10.3
歳 出 合 計	895,930	868,973	26,957	3.1

第10表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給 与 関 係 経 費	163	227	(7) 生活保護費	△ 173	△ 43
1 給 与 費	388	452	(イ) 児童保護費	1,073	537
(退職手当を除く)			(ウ) 障害者自立支援給付費	1,494	747
(7) 給与改定による増減	908	832	(エ) 後期高齢者医療給付費	737	737
(イ) 昇給・新陳代謝等による増減	△ 554	△ 525	(オ) 介護給付費	1,824	1,824
(ウ) 職員数による増減	120	141	(カ) 児童手当等交付金	△ 436	△ 128
(エ) 特別職の給与改定等による増減	△ 4	△ 4	(キ) 子どものための教育・保育給付交付金	3,496	1,404
(オ) そ の 他	△ 82	8	(ク) その他の一般行政経費	4,474	1,091
(a) 共済組合負担金の改定による増減	△ 191	△ 191	2 国庫補助負担金を伴わないもの	1,190	1,190
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	△ 45	△ 45	(7) 一般行政経費	1,190	1,190
(c) そ の 他	154	244	(イ) 追加財政需要	0	0
2 退 職 手 当	△ 209	△ 209	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	△ 204	△ 204
3 恩 給 費	△ 16	△ 16	4 まち・ひと・しごと創生事業費	0	0
II 一 般 行 政 経 費	13,675	7,355	5 重点課題対応分	200	200
1 国庫補助負担金等を伴うもの	12,489	6,169	III 公 債 費	△ 2,976	△ 2,976
			IV 維 持 補 修 費	412	412

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
V 投資的経費	13,973	9,482	3 一般事業費	△ 203	△ 203
1 直轄事業負担金	756	756	(ア) 普通建設事業費	△ 208	△ 208
(ア) 治山治水	433	433	(イ) 災害復旧事業費	5	5
(イ) 道路整備	135	135	4 特別事業費	3,203	3,203
(ウ) 農業農村整備	23	23	(ア) 過疎対策事業費	203	203
(エ) その他	165	165	(イ) 地域活性化事業費	0	0
2 公共事業費	10,217	5,726	(ウ) 旧合併特例事業費	0	0
(ア) 普通建設事業費	10,230	5,724	(エ) 防災対策事業費	0	0
(a) 治水治山	1,290	670	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(b) 道路整備	939	434	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(c) 港湾空港鉄道等	200	164	(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	0	0
(d) 住宅都市環境	983	468	(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	3,000	3,000
(e) 生活環境施設整備	263	182	(地方単独事業計)	3,000	3,000
(f) 農林水産基盤整備	1,004	493	VI 公営企業繰出金	△ 190	△ 190
(g) 社会資本総合整備	2,165	1,103	1 収益勘定繰出金	△ 234	△ 234
(h) 推進費等	19	13	2 資本勘定繰出金	44	44
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 9	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	1,900	1,900
(j) その他	3,367	2,206	歳出増減額の合計	26,957	16,210
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	△ 13	2			
	10,973	6,482			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成31年度		平成30年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	203,307	22.7	203,144	23.4
2 一般行政経費	384,197	42.9	370,522	42.6
3 公債費	119,088	13.3	122,064	14.0
4 維持補修費	13,491	1.5	13,079	1.5
5 投資的経費	130,153	14.5	116,180	13.4
6 公営企業繰出金	25,394	2.8	25,584	2.9
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	20,300	2.3	18,400	2.2
歳出合計	895,930	100.0	868,973	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

① 社会保障施策に要する経費	20兆9,869億円
② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付	14兆2,079億円

(2) (1)に対応する地方の歳入

地方消費税率の引上げ (消費税率換算1%→2.2%)分	消費税の地方 交付税法定率分	子ども・子育て支援 臨時交付金(仮称)	計
2兆542億円	4兆335億円	2,349億円	6兆3,226億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は20兆3,307億円であり、前年度に比し、163億円（0.1%）増加している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増等を見込むことにより、1,919人の増としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費（退職手当を除く）

給与費（退職手当を除く。以下同じ。）の総額は18兆7,610億円であり、前年度に比し、388億円（0.2%）増加している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆6,255億円となり、前年度に比し、148億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員（警察官及び警察事務職員）の給与費は2兆3,543億円であり、前年度に比し、136億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,515億円であり、前年度に比し、202億円増加している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆5,297億円であり、前年度に比し、198億円増加している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は1兆5,622億円であり、前年度に比し、209億円（1.3%）減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は75億円であり、前年度に比し、16億円（17.6%）減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	(単位 人)		
	平成30年度 計画人員	増 減 数	平成31年度 計画人員
1 義務教育教職員	688,792	△ 1,051	687,741
(1) 小学校教職員	411,259	△ 1,117	410,142
(2) 中学校教職員	231,636	△ 779	230,857
(3) 特別支援学校教職員	45,897	845	46,742
2 非義務教育教員	232,408	△ 2,755	229,653
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	210,074	△ 1,979	208,095
(2) 大学教員	1,003	△ 80	923
(3) 幼稚園教員	21,331	△ 696	20,635
3 警察官	255,080	△ 500	254,580
4 消防職員	158,827	1,000	159,827
5 一般職員	967,166	5,225	972,391
(1) 高校事務職員等	33,161	△ 171	32,990
(2) 警察事務職員	24,200	-	24,200
(3) その他一般職員	906,955	5,448	912,403
(4) 補助職員等	2,850	△ 52	2,798
合 計	2,302,273	1,919	2,304,192

(注) 「5 一般職員 (3)その他一般職員」の増減数には、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増(2,311人)及び民間委託等の推進による減(△315人)を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、38兆4,197億円であり、前年度に比し、1兆3,675億円(3.7%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、21兆4,845億円であり、前年度に比し、1兆2,489億円(6.2%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)									
	平成31年度(A)			平成30年度(B)			増減額(A) - (B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(内閣府所管)										
都道府県警察費補助金	33,381	27,421	60,802	30,826	26,324	57,150	2,555	1,097	3,652	
子どものための教育・保育給付交付金	1,106,927	967,272	2,074,199	897,724	826,879	1,724,603	209,203	140,393	349,596	
児童手当等交付金	1,348,808	586,101	1,934,909	1,379,547	598,946	1,978,493	△ 30,739	△ 12,845	△ 43,584	
地方創生推進交付金	60,259	58,259	118,518	60,887	58,887	119,774	△ 628	△ 628	△ 1,256	
その他の	463,185	355,482	818,667	201,180	256,656	457,836	262,005	98,826	360,831	
内閣府計	3,012,560	1,994,535	5,007,095	2,570,164	1,767,692	4,337,856	442,396	226,843	669,239	
(総務省所管)										
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,986	4,986	9,972	4,895	4,895	9,790	91	91	182	
個人番号カード交付事業費補助金等	21,114	-	21,114	19,812	-	19,812	1,302	-	1,302	
その他の	80,277	964	81,241	24,053	1,848	25,901	56,224	△ 884	55,340	
総務省計	106,377	5,950	112,327	48,760	6,743	55,503	57,617	△ 793	56,824	
(法務省所管)										
人権啓発活動等委託費等	3,530	-	3,530	2,589	-	2,589	941	-	941	
(外務省所管)										
金融・世界経済首脳会合開催環境整備費補助金	79	79	158	-	-	-	79	79	158	
(文部科学省所管)										
特別支援教育就学奨励費負担金	6,264	6,264	12,528	6,061	6,061	12,122	203	203	406	
幼稚園就園奨励費補助金	14,116	28,499	42,615	30,024	60,619	90,643	△ 15,908	△ 32,120	△ 48,028	
私立高等学校等経常費助成費補助金	99,388	-	99,388	99,416	-	99,416	△ 28	-	△ 28	
高等学校等就学支援金交付金	152,999	-	152,999	149,835	-	149,835	3,164	-	3,164	
その他の	83,124	99,684	182,808	80,414	93,780	174,194	2,710	5,904	8,614	
文部科学省計	355,891	134,447	490,338	365,750	160,460	526,210	△ 9,859	△ 26,013	△ 35,872	
(厚生労働省所管)										
保健事業費等補助金	31,014	28,113	59,127	26,619	24,382	51,001	4,395	3,731	8,126	
結核医療費負担金	3,497	1,403	4,900	3,506	1,407	4,913	△ 9	△ 4	△ 13	
精神保健費等負担金	7,801	3,678	11,479	8,109	4,110	12,219	△ 308	△ 432	△ 740	
生活扶助費等負担金	1,375,167	458,310	1,833,477	1,417,678	472,486	1,890,164	△ 42,511	△ 14,176	△ 56,687	
医療扶助費等負担金	1,437,650	479,217	1,916,867	1,411,189	470,396	1,881,585	26,461	8,821	35,282	
介護扶助費等負担金	76,895	25,632	102,527	73,810	24,603	98,413	3,085	1,029	4,114	
身体障害者保護費負担金	2,108	2,108	4,216	2,036	1,932	3,968	72	176	248	
障害者自立支援給付費等負担金	1,428,484	1,428,484	2,856,968	1,353,807	1,353,807	2,707,614	74,677	74,677	149,354	
後期高齢者医療給付費等負担金	6,442	2,657,406	2,663,848	6,446	2,583,624	2,590,070	△ 4	73,782	73,778	
介護給付費等負担金	-	2,926,024	2,926,024	-	2,743,584	2,743,584	-	182,440	182,440	
在宅福祉事業費補助金	2,669	4,835	7,504	2,688	4,872	7,560	△ 19	△ 37	△ 56	
児童保護費等負担金	132,451	132,451	264,902	127,655	127,655	255,310	4,796	4,796	9,592	
児童扶養手当給付費負担金	207,470	414,940	622,410	171,075	342,150	513,225	36,395	72,790	109,185	
保険基盤安定等負担金	135,714	222,792	358,506	129,902	221,986	351,888	5,812	806	6,618	
職業転換訓練費負担金	1,546	1,546	3,092	1,251	1,251	2,502	295	295	590	

区 分	平成31年度(A)			平成30年度(B)			増減額(A)－(B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
その他	1,011,077	869,886	1,880,963	990,201	870,716	1,860,917	20,876	△ 830	20,046	
厚生労働省計 (農林水産省所管)	5,859,985	9,656,825	15,516,810	5,725,972	9,248,961	14,974,933	134,013	407,864	541,877	
家畜伝染病予防費負担金	2,024	1,101	3,125	2,008	1,066	3,074	16	35	51	
中山間地域等直接支払交付金	25,890	27,517	53,407	25,890	27,536	53,426	0	△ 19	△ 19	
多面的機能支払交付金	47,050	47,050	94,100	46,801	46,801	93,602	249	249	498	
その他	54,745	6,497	61,242	52,862	6,344	59,206	1,883	153	2,036	
農林水産省計 (経済産業省所管)	129,709	82,165	211,874	127,561	81,747	209,308	2,148	418	2,566	
非化石エネルギー等導入 促進対策費補助金	16	-	16	37	0	37	△ 21	△ 0	△ 21	
その他	14,969	1,981	16,950	14,596	1,068	15,664	373	913	1,286	
経済産業省計 (国土交通省所管)	14,985	1,981	16,966	14,633	1,068	15,701	352	913	1,265	
地籍調査費負担金	8,007	8,007	16,014	6,200	6,200	12,400	1,807	1,807	3,614	
その他	10,116	8,627	18,743	12,502	10,379	22,881	△ 2,386	△ 1,752	△ 4,138	
国土交通省計 (環境省所管)	18,123	16,634	34,757	18,702	16,579	35,281	△ 579	55	△ 524	
二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金等 (防衛省所管)	67,618	46,353	113,971	66,367	38,868	105,235	1,251	7,485	8,736	
募集事務地方公共団体委 託費等	151	-	151	149	-	149	2	-	2	
合 計	9,569,008	11,938,969	21,507,977	8,940,647	11,322,118	20,262,765	628,361	616,851	1,245,212	
補助職員等の組替えによる減 再 計	△ 23,495	-	△ 23,495	△ 27,138	-	△ 27,138	3,643	-	3,643	
再 計	9,545,513	11,938,969	21,484,482	8,913,509	11,322,118	20,235,627	632,004	616,851	1,248,855	

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆1,804億円であり、前年度に比し、1,190億円(0.8%)増加している。

社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,423億円、都道府県繰入金6,436億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,989億円を合算した1兆4,848億円であり、前年度に比し、204億円（1.4%）減少している。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち・ひと・しごと創生事業費について、前年度同額の1兆円を計上している。

(5) 重点課題対応分

地方の重点課題に取り組むために必要な経費について、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費200億円を新たに計上し、2,700億円を計上している。

ア 自治体情報システム構造改革推進事業	1,500億円
イ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進	500億円
ウ 森林吸収源対策等の推進	500億円
エ 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等	200億円

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、11兆9,088億円（元金償還金10兆5,700億円、利払費1兆3,388億円）であり、前年度に比し、2,976億円（2.4%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成31年度末の地方債現在高は144兆3,405億円と見込まれ、前年度末に比し、1兆2,488億円（0.9%）減少する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成31年度償還金(A)			平成30年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元	金	利子	元	金	利子	元	金	利子
105,700	13,388	119,088	107,179	14,885	122,064	△ 1,479	△ 1,497	△ 2,976

(参考表) 地方債見込現在高

(単位 億円)

平成30年度 末現在高 (A)	平成31年度		平成31年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,455,892	94,294	106,781	1,443,405	△ 12,488

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

4 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆3,491億円であり、前年度に比し、412億円(3.2%)増加している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は、13兆153億円であり、前年度に比し、1兆3,973億円(12.0%)増加している。

なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは6兆1,076億円を計上しており、前年度に比し、3,000億円(5.2%)増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、6,368億円であり、前年度に比し、756億円(13.5%)増加している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、6兆2,709億円であり、前年度に比し、1兆217億円(19.5%)増加している。このうち、普通建設事業費は、6兆2,342億円で、前年度に比し、1兆230億円(19.6%)増加しており、災害復旧事業費は、367億円で、前年度に比し、13億円(3.4%)減少している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	平成 31 年 度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 治 水	710,445	161,113	36,044	907,602
河 川	433,434	93,960	-	527,394
砂 防	90,039	34,137	-	124,176
夕 ム	186,972	33,016	36,044	256,032
2 治 山	11,663	4,858	-	16,521
3 海 岸	26,155	8,378	-	34,533
農 林	2,399	1,008	-	3,407
運 輸	9,944	3,648	-	13,592
建 設	13,812	3,722	-	17,534
4 道 路 整 備	1,411,414	309,344	-	1,720,758
5 港 湾	132,386	68,287	-	200,673
6 空 港	171,306	11,203	-	182,509
7 都 市 環 境	19,450	1,338	-	20,788
8 農 業 農 村 整 備	138,856	23,637	-	162,493
9 森 林 水 産 基 盤	14,808	5,121	-	19,929
10 災 害 関 連	4,564	1,699	-	6,263
11 災 害 復 旧	18,030	8,239	21	26,290
河 川 等	9,988	4,659	21	14,668
港 湾	360	159	-	519
道 路	6,541	3,242	-	9,783
山 林 施 設 等	1,141	179	-	1,320
12 推 進 費 等	10,931	3,736	-	14,667
計 (a)	2,670,008	606,953	36,065	3,313,026
既往年度における農業農村整備負担金等	-	29,864	-	29,864
総 計 (計画計上分)	2,670,008	636,817	36,065	3,342,890

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)

(a) + (b)

1,884 10,110 3,091 15,085

2,671,892 617,063 39,156 3,328,111

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成30年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
555,143	119,575	36,017	710,735	155,302	41,538	27	196,867
312,954	61,475	-	374,429	120,480	32,485	-	152,965
71,173	25,010	-	96,183	18,866	9,127	-	27,993
171,016	33,090	36,017	240,123	15,956	△ 74	27	15,909
7,947	3,139	-	11,086	3,716	1,719	-	5,435
20,147	6,054	-	26,201	6,008	2,324	-	8,332
1,992	871	-	2,863	407	137	-	544
6,865	2,570	-	9,435	3,079	1,078	-	4,157
11,290	2,613	-	13,903	2,522	1,109	-	3,631
1,260,398	295,796	-	1,556,194	151,016	13,548	-	164,564
111,466	57,370	460	169,296	20,920	10,917	△ 460	31,377
174,277	12,055	-	186,332	△ 2,971	△ 852	-	△ 3,823
19,300	865	-	20,165	150	473	-	623
124,832	21,297	-	146,129	14,024	2,340	-	16,364
11,462	3,980	-	15,442	3,346	1,141	-	4,487
4,198	1,519	-	5,717	366	180	-	546
16,887	8,170	36	25,093	1,143	69	△ 15	1,197
9,643	4,679	36	14,358	345	△ 20	△ 15	310
409	183	-	592	△ 49	△ 24	-	△ 73
6,488	3,216	-	9,704	53	26	-	79
347	92	-	439	794	87	-	881
11,101	3,409	-	14,510	△ 170	327	-	157
2,317,158	533,229	36,513	2,886,900	352,850	73,724	△ 448	426,126
-	28,019	-	28,019	-	1,845	-	1,845
2,317,158	561,248	36,513	2,914,919	352,850	75,569	△ 448	427,971

3,093	8,811	2,680	14,584	△ 1,209	1,299	411	501
2,320,251	542,040	39,193	2,901,484	351,641	75,023	△ 37	426,627

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。
区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成31年度(A)			平成30年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	130,453	136,181	266,634	68,459	69,198	137,657	61,994	66,983	128,977
(2) 道路整備	142,435	118,020	260,455	92,017	74,578	166,595	50,418	43,442	93,860
(3) 港湾空港鉄道等	22,115	68,766	90,881	18,499	52,419	70,918	3,616	16,347	19,963
(4) 住宅都市環境	97,625	93,941	191,566	46,086	47,151	93,237	51,539	46,790	98,329
(5) 生活環境施設整備	46,809	92,557	139,366	38,698	74,322	113,020	8,111	18,235	26,346
(6) 農林水産基盤整備	344,806	271,904	616,710	293,697	222,581	516,278	51,109	49,323	100,432
(7) 社会資本総合整備	1,632,188	1,822,615	3,454,803	1,525,925	1,712,363	3,238,288	106,263	110,252	216,515
(8) 推進費等	35,637	35,040	70,677	35,098	33,725	68,823	539	1,315	1,854
(9) 災害関連	8,402	6,634	15,036	8,368	6,529	14,897	34	105	139
小計	2,460,470	2,645,658	5,106,128	2,126,847	2,292,866	4,419,713	333,623	352,792	686,415
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	34,494	△ 34,494	-	33,613	△ 33,613	-	881	△ 881	-
計 (a)	2,494,964	2,611,164	5,106,128	2,160,460	2,259,253	4,419,713	334,504	351,911	686,415

(注) 推進費等の平成31年度の額には、地方創生整備推進交付金分(国庫補助負担額等28,939百万円、地方負担額27,505百万円)を含む。

区 分	(単位 百万円)								
	平成31年度(A)			平成30年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
2 その他公共									
(1) 文教施設	179,503	277,302	456,805	89,927	98,847	188,774	89,576	178,455	268,031
(2) 厚生労働施設	153,687	80,425	234,112	126,865	48,224	175,089	26,822	32,201	59,023
(3) 小笠原諸島振興開発事業	930	770	1,700	914	746	1,660	16	24	40
(4) 防衛施設運営等関連施設	57,494	21,304	78,798	55,621	19,976	75,597	1,873	1,328	3,201
(5) 都道府県警察施設	28,379	28,907	57,286	27,156	27,156	54,312	1,223	1,751	2,974
(6) 消防施設等	1,328	1,562	2,890	1,320	1,606	2,926	8	△ 44	△ 36
(7) 過疎地域集落整備事業	150	210	360	150	210	360	0	0	0
(8) 防災集団移転促進事業等	45	15	60	44	15	59	1	0	1
(9) 農村振興対策事業	61,360	38,052	99,412	61,405	37,169	98,574	△ 45	883	838
(10) その他	143,692	52,939	196,631	146,956	47,215	194,171	△ 3,264	5,724	2,460
小計	626,568	501,486	1,128,054	510,358	281,164	791,522	116,210	220,322	336,532
(11) 新産業都市等に対する国庫負担かさ上げ額	32	△ 32	-	146	△ 146	-	△ 114	114	-
計 (b)	626,600	501,454	1,128,054	510,504	281,018	791,522	116,096	220,436	336,532
合計(a)+(b) (c)	3,121,564	3,112,618	6,234,182	2,670,964	2,540,271	5,211,235	450,600	572,347	1,022,947

区 分	平成31年度(A)			平成30年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	26,379	9,431	35,810	28,084	9,308	37,392	△ 1,705	123	△ 1,582
(2) 文教施設	560	287	847	368	187	555	192	100	292
計 (d)	26,939	9,718	36,657	28,452	9,495	37,947	△ 1,513	223	△ 1,290
総計 (c) + (d)	3,148,503	3,122,336	6,270,839	2,699,416	2,549,766	5,249,182	449,087	572,570	1,021,657

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆7,890億円を計上しており、前年度に比し、203億円(0.7%)減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆7,510億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成30年発生災害及び現年発生災害に係る平成31年度における復旧事業費として380億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、3兆3,186億円を計上しており、前年度に比し、3,203億円(10.7%)増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆1,081億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)」及び「市町村の合併の特例に関する法律(現行合併特例法)」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として6,602億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費(一般財源化分)

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費(一般財源化分)として935億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、橋梁、都市公園等の長寿命化事業を対象に追加し、公共施設等適正管理推進事業費として4,800億円を計上している。

ク 緊急自然災害防止対策事業費

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費として3,000億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆5,394億円であり、前年度に比し、190億円(0.7%)減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆5,383億円であり、前年度に比し、463億円(2.9%)減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆1,481億円であり、前年度に比し、234億円(2.0%)減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分	平成31年度(A)	平成30年度(B)	増減額(A)－(B)		
1	水道事業	325	309	16		
2	交通事業	206	202	4		
3	病院事業	4,841	4,834	7		
4	下水道事業	5,172	5,437	△	265	
5	その他の事業	937	933	4		
	合 計	11,481	11,715	△	234	

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,913億円であり、前年度に比し、44億円(0.3%)増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分	平成31年度(A)	平成30年度(B)	増減額(A)－(B)		
1	水道事業	912	760	152		
2	交通事業	408	397	11		
3	病院事業	2,726	2,764	△	38	
4	下水道事業	9,558	9,618	△	60	
5	その他の事業	309	330	△	21	
	合 計	13,913	13,869	44		

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、1,900億円(10.3%)の増加を見込み、2兆300億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、33兆9,866億円であり、前年度に比し、2兆3,302億円(7.4%)増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で27兆7,157億円(前年度比1兆3,085億円、5.0%増)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で6兆2,342億円(前年度比1兆230億円、19.6%増)、災害復旧事業費で367億円(前年度比13億円、3.4%減)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成31年度(A)			平成30年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係									
1 内閣府所管	3,012,560	1,994,535	5,007,095	2,570,164	1,767,692	4,337,856	442,396	226,843	669,239
2 総務省所管	106,377	5,950	112,327	48,760	6,743	55,503	57,617	△ 793	56,824
3 法務省所管	3,530	-	3,530	2,589	-	2,589	941	-	941
4 外務省所管	79	79	158	-	-	-	79	79	158
5 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 文部科学省所管	355,891	134,447	490,338	365,750	160,460	526,210	△ 9,859	△ 26,013	△ 35,872
7 厚生労働省所管	5,859,985	9,656,825	15,516,810	5,725,972	9,248,961	14,974,933	134,013	407,864	541,877
8 農林水産省所管	129,709	82,165	211,874	127,561	81,747	209,308	2,148	418	2,566
9 経済産業省所管	14,985	1,981	16,966	14,633	1,068	15,701	352	913	1,265
10 国土交通省所管	18,123	16,634	34,757	18,702	16,579	35,281	△ 579	55	△ 524
11 環境省所管	67,618	46,353	113,971	66,367	38,868	105,235	1,251	7,485	8,736
12 防衛省所管	151	-	151	149	-	149	2	-	2
小計(1～12)	9,569,008	11,938,969	21,507,977	8,940,647	11,322,118	20,262,765	628,361	616,851	1,245,212
13 義務教育職員給与費	1,520,033	4,687,705	6,207,738	1,522,781	4,621,630	6,144,411	△ 2,748	66,075	63,327
計(1～13)	11,089,041	16,626,674	27,715,715	10,463,428	15,943,748	26,407,176	625,613	682,926	1,308,539
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	3,121,564	3,112,618	6,234,182	2,670,964	2,540,271	5,211,235	450,600	572,347	1,022,947
2 災害復旧	26,939	9,718	36,657	28,452	9,495	37,947	△ 1,513	223	△ 1,290
計(1～2)	3,148,503	3,122,336	6,270,839	2,699,416	2,549,766	5,249,182	449,087	572,570	1,021,657
総計(A+B)	14,237,544	19,749,010	33,986,554	13,162,844	18,493,514	31,656,358	1,074,700	1,255,496	2,330,196

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	9,820,871	14,121,536	23,942,407
地方財政法第10条の2関係経費	1,066,074	869,395	1,935,470
地方財政法第10条の3関係経費	31,859	13,550	45,410
地方財政法第34条関係経費	1	-	1
総 計	10,918,806	15,004,482	25,923,287

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,520,033	3,040,066	4,560,099
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	38,893	36,367	75,260
4	生活保護に要する経費	2,889,712	963,159	3,852,871
5	感染症の予防に要する経費	5,641	3,560	9,201
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,174	1,174	2,349
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	140,630	136,955	277,585
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	505,713	505,713	1,011,427
10	婦人相談所に要する経費	931	931	1,862
11	知的障害者の援護に要する経費	788,563	788,563	1,577,125
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	6,442	2,657,406	2,663,848
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	3,120,144	3,120,144
14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。)並びに里親に要する経費	439,600	439,600	879,200
15	児童手当に要する経費	1,348,808	586,101	1,934,909
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	129,946	240,139	370,085
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,202	302	1,504
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	39,226	13,075	52,301
19	児童扶養手当に要する経費	207,470	414,940	622,410
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,912	2,795	5,707
21	家畜伝染病予防に要する経費	2,024	1,101	3,125

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	151	151	303
23	森林病虫害等の防除に要する経費	515	501	1,016
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	12,978	12,978	25,956
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	6,264	6,264	12,528
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	4,707	4,701	9,408
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	115	-	115
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	366,262	-	366,262
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	123,855	61,927	185,782
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	108,394	108,394	216,787
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）	1,106,927	967,272	2,074,199
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	21,772	7,257	29,029
	計	9,820,871	14,121,536	23,942,407
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	1,066,074	869,395	1,935,470
	計	1,066,074	869,395	1,935,470
10の3	1 災害救助事業に要する経費	4,310	4,309	8,619
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	27,409	9,102	36,511
	計	31,859	13,550	45,410
34	引揚者への援護に要する経費	1	-	1
	計	1	-	1

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1兆987億円であり、前年度に比し、92億円（0.8%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	震災復興特別交付税	4,049	4,227	△ 178	△ 4.2
II	一般財源充当分	90	77	13	16.9
III	国庫支出金	6,768	6,688	80	1.2
IV	地方債	12	32	△ 20	△ 62.5
V	雑収入	68	55	13	23.6
	歳入合計	10,987	11,079	△ 92	△ 0.8

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		平成31年度		平成30年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	4,049	36.9	4,227	38.2
2	一般財源充当分	90	0.8	77	0.7
3	国庫支出金	6,768	61.6	6,688	60.3
4	地方債	12	0.1	32	0.3
5	雑収入	68	0.6	55	0.5
	歳入合計	10,987	100.0	11,079	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、4,049億円であり、前年度に比し、178億円（4.2%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度			増減額			
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)－(B)		対前年度 最終 (A)－(C)	
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	324,597	325,215	-	325,215	△	618	△	618
前年度からの年度 調 整 分(b)	79,900	97,000	-	97,000	△	17,100	△	17,100
返 還 金(c)	402	522	-	522	△	120	△	120
合 計 (a)～(c)	404,899	422,737	-	422,737	△	17,838	△	17,838

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、90億円を計上している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、6,768億円であり、前年度に比し、80億円（1.2%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)
1 災 害 救 助 費 等 負 担 金	8,999	16,191	△ 7,192
2 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 補 助	114,151	97,431	16,720
3 社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	122,555	96,079	26,476
4 循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	25,552	24,893	659
5 東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金	38,266	57,714	△ 19,448
6 放 射 線 量 低 減 対 策 特 別 緊 急 事 業 費 補 助 金	50,000	47,938	2,062
7 中 小 企 業 組 合 等 共 同 施 設 等 災 害 復 旧 費 補 助 金	7,576	14,960	△ 7,384
8 福 島 再 生 加 速 化 交 付 金	89,045	82,847	6,198
9 そ の 他	220,672	230,742	△ 10,070
合 計	676,816	668,795	8,021

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、12億円であり、前年度に比し、20億円（62.5%）減少している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債	12	32	△ 20
1	公営住宅建設事業	9	30	△ 21
2	一般単独事業	3	2	1
	一 般	3	2	1
	合 計	12	32	△ 20

(2) 地方債計画

平成31年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 平成31年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)		
区	分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債			
1	公営住宅建設事業	9	30	△ 21
2	災害復旧事業	10	9	1
3	一般単独事業	3	2	1
二	公営企業債			
1	下水道事業	6	12	△ 6
三	国の予算等貸付金債	(5)	(4)	(1)
	総 計	28	53	△ 25
		(5)	(4)	(1)
内訳	普通会計分	12	32	△ 20
	公営企業会計等分	16	21	△ 5

資 金 区 分				
公 的 資 金				
財 政 融 資 資 金	20	36	△	16
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	8	17	△	9
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(5)	(4)	(1)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金を68億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1兆987億円であり、前年度に比し、92億円（0.8%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 額		増 減 率	
			(A) - (B)	(%)	(%)	(%)
I 給 与 関 係 経 費	78	84	△	6	△	7.1
II 一 般 行 政 経 費	2,422	2,950	△	528	△	17.9
1 国庫補助負担金等を伴うもの	1,756	2,153	△	397	△	18.4
2 国庫補助負担金を伴わないもの	666	797	△	131	△	16.4
III 公 債 費	68	55		13		23.6
IV 投 資 的 経 費	8,344	7,810		534		6.8
1 直轄事業負担金	580	677	△	97	△	14.3
2 公共事業費	7,602	6,931		671		9.7
3 一般事業費	162	202	△	40	△	19.8
V 公 営 企 業 繰 出 金	75	180	△	105	△	58.3
歳 出 合 計	10,987	11,079	△	92	△	0.8

第7表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給 与 関 係 経 費	△ 6	△ 5	III 公 債 費	13	13
1 職員数による増減	△ 6	△ 5	VI 投 資 的 経 費	534	130
2 そ の 他	0	0	1 直轄事業負担金	△ 97	△ 97
II 一 般 行 政 経 費	△ 528	△ 206	2 公共事業費	671	267
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 397	△ 75	3 一般事業費	△ 40	△ 40
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 131	△ 131	V 公 営 企 業 繰 出 金	△ 105	△ 105
			歳 出 増 減 額 の 合 計	△ 92	△ 173

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成31年度		平成30年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	78	0.7	84	0.8
2 一 般 行 政 経 費	2,422	22.0	2,950	26.6
3 公 債 費	68	0.6	55	0.5
4 投 資 的 経 費	8,344	76.0	7,810	70.5
5 公 営 企 業 繰 出 金	75	0.7	180	1.6
歳 出 合 計	10,987	100.0	11,079	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、78億円であり、前年度に比し、6億円(7.1%)減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度に比し86人減員の784人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、65億円を計上しており、前年度に比し、5億円減少している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し19人減員の151人を見込むことにより、13億円となり、前年度に比し、1億円減少している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、2,422億円であり、前年度に比し、528億円(17.9%)減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、1,756億円であり、前年度に比し、397億円(18.4%)減少している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成31年度(A)			平成30年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	50,000	-	50,000	47,938	-	47,938	2,062	-	2,062
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	7,576	3,635	11,211	14,960	7,330	22,290	△ 7,384	△ 3,695	△ 11,079
災害救助費等負担金	8,999	5,938	14,937	16,191	8,336	24,527	△ 7,192	△ 2,398	△ 9,590
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	11,130	3,431	14,561	10,053	3,939	13,992	1,077	△ 508	569
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	1,001	-	1,001	1,549	-	1,549	△ 548	-	△ 548
その他の	80,670	3,181	83,851	100,887	4,138	105,025	△ 20,217	△ 957	△ 21,174
合 計	159,376	16,185	175,561	191,578	23,743	215,321	△ 32,202	△ 7,558	△ 39,760

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、666億円であり、前年度に比し、131億円（16.4%）減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分118億円、条例減免分44億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分194億円を合算した356億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等310億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、68億円（元金償還金55億円、利払費13億円）であり、前年度に比し、13億円（23.6%）増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
平成31年度償還金(A)			平成30年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
55	13	68	44	11	55	11	2	13

4 投資的経費

投資的経費の総額は、8,344億円であり、前年度に比し、534億円（6.8%）増加している。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は580億円であり、前年度に比し、97億円（14.3%）減少している。

国の直轄事業費の内訳は第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、7,602億円であり、前年度に比し、671億円（9.7%）増加している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、162億円を計上しており、前年度に比し、40億円（19.8%）減少している。

第11表 直 轄 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成31年度(A)			平成30年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
河 川 改 修 費	2,365	1,182	3,547	4,192	2,096	6,288	△ 1,827	△ 914	△ 2,741
地 域 連 携 道 路 事 業 費	125,963	44,525	170,488	148,786	52,352	201,138	△22,823	△ 7,827	△30,650
港 湾 改 修 費	17,209	11,808	29,017	17,623	12,329	29,952	△ 414	△ 521	△ 935
河 川 等 災 害 復 旧 費	6,321	196	6,517	6,433	199	6,632	△ 112	△ 3	△ 115
そ の 他	11,554	352	11,906	19,164	721	19,885	△ 7,610	△ 369	△ 7,979
合 計	163,412	58,063	221,475	196,198	67,697	263,895	△32,786	△ 9,634	△42,420

第12表 公 共 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成31年度(A)			平成30年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計
循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	25,552	45,581	71,133	24,893	41,790	66,683	659	3,791	4,450
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	122,555	98,831	221,386	96,079	77,665	173,744	26,476	21,166	47,642
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金	38,266	7,988	46,254	57,714	3,990	61,704	△19,448	3,998	△15,450
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 補 助	114,151	4,670	118,821	97,431	3,627	101,058	16,720	1,043	17,763
福 島 再 生 加 速 化 交 付 金	89,045	29,708	118,753	82,847	28,621	111,468	6,198	1,087	7,285
そ の 他	126,093	57,725	183,818	116,370	62,085	178,455	9,723	△ 4,360	5,363
合 計	515,662	244,503	760,165	475,334	217,778	693,112	40,328	26,725	67,053

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、75億円であり、前年度に比し、105億円（58.3%）減少している。
事業別の内訳は第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

区 分		平成31年度(A)	平成30年度(B)	(単位 億円)	
				増減額(A)－(B)	
1	水道事業	9	6		3
2	下水道事業	66	174	△	108
3	ガス事業	0	0	△	0
	合 計	75	180	△	105

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、9,422億円であり、前年度に比し、272億円（3.0%）増加している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	平成31年度(A)			平成30年度(B)			(単位 百万円)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
災害救助費等負担金	8,999	5,938	14,937	16,191	8,336	24,527	△ 7,192	△ 2,398	△ 9,590
河川等災害復旧事業費補助	114,151	4,670	118,821	97,431	3,627	101,058	16,720	1,043	17,763
社会資本整備総合交付金	122,555	98,831	221,386	96,079	77,665	173,744	26,476	21,166	47,642
循環型社会形成推進交付金	25,552	45,581	71,133	24,893	41,790	66,683	659	3,791	4,450
東日本大震災復興交付金	38,266	7,988	46,254	57,714	3,990	61,704	△ 19,448	3,998	△ 15,450
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	50,000	-	50,000	47,938	-	47,938	2,062	-	2,062
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	7,576	3,635	11,211	14,960	7,330	22,290	△ 7,384	△ 3,695	△ 11,079
福島再生加速化交付金	89,045	29,708	118,753	82,847	28,621	111,468	6,198	1,087	7,285
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	1,001	-	1,001	1,549	-	1,549	△ 548	-	△ 548
そ の 他	219,671	69,075	288,746	229,193	74,924	304,117	△ 9,522	△ 5,849	△ 15,371
合 計	676,816	265,426	942,242	668,795	246,283	915,078	8,021	19,143	27,164

第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

		(単位 百万円)		
区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条	関係経費	1,903	3,665	5,568
地方財政法第10条の2	関係経費	40,704	54,987	95,692
地方財政法第10条の3	関係経費	195,932	13,131	209,063
地方財政法第34条	関係経費	-	-	-
総	計	238,539	71,783	310,323

2 内訳表

		(単位 百万円)		
地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	1,777	3,554	5,331
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 婦人相談所に要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。）並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19	児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21	家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23	森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	111	111	222
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	-	-	-
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	16	-	16
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
	計	1,903	3,665	5,568
10の2 1~6	普通建設事業に要する経費	40,704	54,987	95,692
	計	40,704	54,987	95,692
10の3 1	災害救助事業に要する経費	8,999	5,938	14,937
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	158	158	316
3~9	災害復旧事業に要する経費	186,775	7,035	193,809
	計	195,932	13,131	209,063
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1,058億円であり、前年度に比し、23億円（2.2%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	地方税	745	728	17	2.3
II	一般財源充当分	312	306	6	2.0
III	雑収入	1	1	0	0.0
	歳入合計	1,058	1,035	23	2.2

第17表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	平成31年度		平成30年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	745	70.4	728	70.3
2	一般財源充当分	312	29.5	306	29.6
3	雑収入	1	0.1	1	0.1
	歳入合計	1,058	100.0	1,035	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額は、745億円であり、前年度と比し、17億円（2.3%）増加している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、312億円であり、前年度に比し、6億円（2.0%）増加している。

なお、平成31年度までの一般財源充当分の累計額は2,046億円である。

3 雑収入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1,058億円であり、前年度に比し、23億円（2.2%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第18表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第19表のとおりであり、歳出の構成比は第20表のとおりである。

第18表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	(単位 億円)	
				増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
I 公	債 費	1,058	1,035	23	2.2
	歳 出 合 計	1,058	1,035	23	2.2

第19表 歳出の増減事由

増減事由	(単位 億円)	
	金額	
	総額	地方費
I 公 債 費	23	23
歳 出 増 減 額 の 合 計	23	23

第20表 歳出の構成比

区	分	(単位 億円)			
		平成31年度		平成30年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 公	債 費	1,058	100.0	1,035	100.0
	歳 出 合 計	1,058	100.0	1,035	100.0

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、1,058億円であり、前年度に比し、23億円（2.2%）増加している。
地方債の利子及び元金償還金は、第21表のとおりである。

第21表 地方債の利子及び元金償還金

平成31年度償還金(A)			平成30年度償還金(B)			(単位 億円)			
元	利	計	元	利	計	増	減	額	(A) - (B)
金	子		金	子		元	利	子	計
1,027	31	1,058	993	42	1,035	34	△	11	23